

稚内警察署山岳遭難救助隊員による 山岳遭難救助訓練の実施について

1 概要

行楽期における春山登山など、本格的な登山シーズンを迎えるにあたり、山岳遭難の未然防止を図るべく、登山計画書の提出や登山準備の重要性、さらに、利尻山における山岳救助の特殊性や山岳遭難発生時における救助要領などの広報啓発活動のために実施した。

2 とき

令和6年4月25日(木)

3 場所

利尻郡利尻富士町鴛泊「利尻山」(1,721m)

4 内容

- 登はんとロープワーク訓練
- 高所から滑落等した遭難者(要救助者)の、救助用担架を使用した引上げと当該要救助者の担架搬送訓練
- 要救助者に対する応急処置訓練 など

5 利尻山における山岳救助の特殊性

利尻山(1,721^標)は、北海道北部の海に浮かぶ利尻島にある、強風の吹き付ける単独峰、日本最北百名山である。

当該状況から、事故発生時における応援体制の構築には時間を要し、この体制が構築されるまでの間、救助活動が、稚内警察署山岳遭難救助隊員3名の隊員に限られ、また、海上に浮かぶ独立峰特有の強風などにより、ヘリコプターによる救助が困難な状況が多い。

3名は平素、駐在所に就き、事故発生時に招集され、遭難者の救助に当たっている。

